

第24回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年5月30日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 12名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

9番 松家忠夫

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4. 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）
による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に
ついて

日程第12 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第24回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今年は、牧草の生育も早いと言われておりますけれども、牛の放牧についても町内で一番遅い姉別地区でもだいたいの方が放牧を済ませているようで、そのような中、本日は第24回総会に全員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、今月は農地部会による現地調査、5月26日開催の浜中町植樹祭には5名の方が参加されたということで、あわせてお礼を申し上げます。

先日25日から27日まで中央要請とあわせ全国農業委員会会長大会に出席してまいりました。初日は、釧路管内選出の国会議員、伊東農政副大臣、鈴木貴子代議士、比例区の横山信一代議士とお会いし、各農業委員会から出されました平成29年度農業施策と予算に関する要望ということで、20分くらいずつ要請してまいりました。内容については、ただ今、皆様方に回しておりますけれども、今後どのような対応をしてもらえるのか経過を見守っていきたいと思います。

また、次の日には北海道選出の国会議員に対し、与党と野党に分けて北海道全体で要望いたしました。代議士の方々は大変納得をしてお話を聞いておりましたけれども、果たして本当に理解をしてもらえたのかなということでは、疑問に思っております。この内容につきましても、皆様方に回しておりますので見ていただきたいと思います。さらに全国会長大会においては、最後に熊本、大分地震の万全な対応を求める特別要請決議を全会一致で議決し、閉会いたしました。

それから、来月10日には年金協議会主催のパークゴルフ大会を予定しております。既に御案内をしておりますけれども、皆様方の御協力をお願いいたします。また、6月の総会からはクールビズということで、ノーネクタイで対応したいと思っておりますので、この点についてもよろしく願いいたします。

今回は報告が2件、付議案件が4件と大変多くなってございます。皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番 白川英之委員、11番 谷口委員を指名いたしま

す。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号農地法第18条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項及び第2項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されております。

また、同条第6項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。

本案は、5件の合意解約に係る報告でございますが、整理番号1から3は、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主とする3名の借主との土地の合意解約に係

るもので、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の総会において、農地法第3条による賃貸借契約の権利設定をしていた土地について、〇月〇〇日に本人より、賃貸借契約を解除し、売買による所有権の移転を希望するため合意解約を行った旨の届出があったものでございます。契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

なお、合意解約の内訳でございますが、整理番号1の借主は、茶内東1線〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇〇〇㎡、整理番号2の借主は、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇〇〇㎡、整理番号3の借主は、茶内東1線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇筆、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡となっております。土地の詳細につきましては、議案書5ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に整理番号4は、浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇氏が、西円朱別西17線〇〇番地、〇〇〇〇氏に農業経営基盤強化促進法により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西14線〇〇番ほか〇筆で、面積は〇〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書7ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に整理番号5は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に農業経営基盤強化促進法により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東1線〇〇〇番、〇筆で、面積は〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書9ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第1号の質疑を行います。

まず、整理番号1の質疑を行います。本件については、〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

(〇〇委員入室、着席)

引き続き、会議を行います。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2から4までを順に採決いたします。

お諮りします。

	整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号3を採決いたします。 お諮りします。 整理番号3は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号4を採決いたします。 お諮りします。 整理番号4は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。 次に、整理番号5の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員と私が 浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理 が取り進めますので、よろしく願いいたします。
	(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)
職 務 代 理	それでは、引き続き、会議を行います。 これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
職 務 代 理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。

お諮りします。

整理番号5は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長

日程第7 報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う6件の調整報告であります。整理番号1は、茶内旭1丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は茶内基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、〇月〇〇日に、白川英之委員、永洞委員、嵯峨委員により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書12ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は茶内基線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会の方々により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価

格に基づき算定した結果、価格が〇、〇〇〇万円を超えましたので、このあとの議案第4号により買入協議による要請を行うこととなりました。土地の詳細につきましては、議案書14ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号3は、浜中桜北〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったもので、対象地は西円朱別西14線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会の方々により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、価格が〇、〇〇〇万円を超えましたので、このあとの議案第4号により買入協議による要請を行うこととなりました。土地の詳細につきましては、議案書17ページ及び議案関係資料5ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号4は、姉別南6線〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇日付けで農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定申出があったもので、対象地は姉別南5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、農地中間管理機構である〇〇〇〇〇〇〇で、〇月〇〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、本人の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書19ページ及び議案関係資料6ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号5と6につきましては、西円朱別西26線〇〇番地、〇〇〇〇氏より〇月〇〇日付けで経営地の縮小による賃貸借権の設定申出があったもので、対象地は西円朱別西23線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。権利の設定を受ける者については、対象地と隣接して経営を行っている2名に決定し、整理番号5では、西円朱別西26線〇〇番地、〇〇〇〇氏に〇筆、〇万〇〇〇㎡、整理番号6では、西円朱別西〇〇番地、〇〇〇氏に〇筆、〇万〇、〇〇〇㎡を配分し、〇月〇〇日に、調整委員である農地部会の方々により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、双方の了承を得ることができました。土地の詳細につきましては、議案書14ページ及び議案関係資料4ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々から補足があれば、これを受け
ます。調整委員の方々、何かありませんか。

各 調 整 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、報告第2号の質疑を行います。本案につ
いては、整理番号1から3で〇〇〇〇委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第1
0条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたしま
す。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしく
お願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職 務 代 理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

職 務 代 理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から3までを順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

職 務 代 理 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議 長 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号4から6までを順に採決いたします。
お諮りします。

整理番号4は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

整理番号5は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

お諮りします。

整理番号6は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委28-3号の願い出人は、仲の浜〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は仲の浜〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、売買による所有権移転を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の

確認であります。現地調査につきましては、白川英之委員、穴吹委員、嵯峨委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、申請地は原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、

又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定7件の許可申請であります。整理番号1の貸主は、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするもので、対象地は茶内西9線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

次に整理番号2の貸主は、円朱別西7線〇〇番地、〇〇 〇氏で、円朱別西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするもので、対象地は、円朱別西5線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

次に整理番号3から7の貸主は、茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、整理番号3の借主は茶内西12線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号4の借主は茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西9線〇〇〇番の内ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇0㎡、整理番号5の借主は茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西9線〇〇〇番の内ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号6の借主は茶内西11線〇〇〇番地、〇〇 〇氏、対象地は茶内西4線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、整理番号7の借主は茶内西10線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内西11線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、4番穴吹委員、お願いします。

穴吹委員

(補足説明あるも省略)

議長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、3番永洞委員、お願いします。

永 洞 委 員 (補足説明あるも省略)

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号3から7について、10番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員 (補足説明あるも省略)

議 長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

引き続き、会議を行います。
これから、整理番号2から7まで順に質疑を行います。まず、整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。 5番白川俊明委員。
白川(俊)委員	茶内西9線〇〇〇番の土地を整理番号4と5で2名の方に分けて賃貸しておりますが、添付している図面ではどの部分になるのかわかりませんので、教えてくださいたいと思います。
農 地 係 長	ただいまの質問にお答えいたします。 議案関係資料の18ページを御覧いただきながら説明したいと思います。 図面の中の〇〇〇番と〇〇〇番〇の土地に挟まれた三角形の土地がありますが、このうち草を刈ったような部分を〇〇さんが、その横の色が濃く表示されている残りの部分を〇〇さんが借りることとなっております。
議 長	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2から7までを順に採決いたします。
お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、農地利用集積円滑化団体による買入1件と同団体からの売渡1件、さらには同団体との賃貸借権設定5件、個人の農家による賃貸借権設定2件に伴う農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、茶内旭1丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は茶内基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇に、売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に整理番号2は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの売渡によるもので、対象地は茶内西14線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西13線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号3から7は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの賃貸借によるもので、整理番号3の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西8線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。次に、整理番号4の

対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西10線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。次に、整理番号5の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西9線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。次に、整理番号6の対象地は、茶内西10線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内西9線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。次に、整理番号7の対象地は、姉別南6線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡に係るもので、この土地を姉別南5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に、整理番号8と9の利用権を設定する者は、西円朱別西16線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、整理番号8の権利の設定を受ける者は、西円朱別西26線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西23線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡、整理番号9の権利の設定を受ける者は、西円朱別西25線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は西円朱別西23線〇〇番、〇筆、面積〇万〇,〇〇〇㎡でございます。

以上、それぞれ関係者の同意により新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。この議案については、整理番号1から7で〇〇〇〇委員と私が、整理番号5で〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番といたしましては、整理番号1から4、続いて整理番号6、7、5の順に行いたいと思います。

それでは、まず整理番号1の質疑を行いますので、ここで〇〇〇〇委員と私は退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理	それでは、引き続き、会議を行います。 これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
職務代理	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に整理番号5の質疑を行います。〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

引き続き、会議を行います。

これから、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号5を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員、〇〇委員入室、着席)

議長

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号9の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号8と9を採決いたします。
お諮りします。
整理番号8は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号9を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号9は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては2件の買入協議であります。整理番号1は、西円朱別西18線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇月〇〇日付けで所有権移転の申出があったものであります。調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

次に整理番号2は、茶内基線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、〇月〇〇日付けで所有権移転の申出があったものでありますが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、整理番号1と同様に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものであります。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇〇〇〇委員と私が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくをお願いいたします。

(会長、〇〇〇〇委員退席、退室)

職務代理

それでは、引き続き、会議を行います。

これから、議案第4号の質疑を行います。

まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

職務代理

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。

お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(会長、〇〇〇〇委員入室、着席)

議長

日程第12 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長

次回総会日程については、6月29日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月29日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようなので、次回総会日程については、6月29日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第24回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 10番 白川 英之

浜中町農業委員会 11番 谷口 正明

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	穴吹栄委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員、谷口正明委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇〇.〇haあり、 全て耕作の目的に供されている。保有している 機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に 供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当 はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数につ いて農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地で あり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利 取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ 総合的な利用の確保に支障をおよぼさないも のと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 4名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、穴吹栄委員、永洞忠志委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は約〇〇.〇haを取得し全て耕作の目的が見込まれる。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用が見込まれる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の賃貸借する農地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員3名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3（賃貸借）

譲受人	〇 〇 〇 〇 〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、穴吹栄委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員、谷口正明委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、穴吹栄委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員、谷口正明委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、穴吹栄委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員、谷口正明委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6（使用貸借）

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、穴吹栄委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員、谷口正明委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1項 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約○○. ○haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農地法第3条調査書

調査日：平成28年5月12日

第24回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号7（賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川英之委員、穴吹栄委員、嵯峨弘巳委員、永洞忠志委員、谷口正明委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)	農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。				しない

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		① 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		② 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		③ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		④ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○	賃借人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑤ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑥ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号4 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○	賃借人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑦ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑧ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号5 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			—
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			—
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			—
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑨ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑩ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号6 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑪ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑫ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号7 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑬ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑭ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号8 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑮ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑯ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第24回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号9 (賃貸借)

賃貸人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2項イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		⑰ 利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		⑱ 5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—